

## 児童買春・児童ポルノ処罰法立法過程に見る子ども観

The View of Childhood in the Legislation Process of the “Law for Punishing Acts Related to Child Prostitution and Child Pornography, and for Protecting Children”

東野 充成  
Higashino Mitsunari

### 要約

本研究の目的は、児童買春・児童ポルノ処罰法の立法過程に見られる子ども観を明らかにすることである。自明とされた「子ども」という存在が疑問に付されるにつれて、子どもとはいかなる存在で、人々はそれをどのように認識しているのか、いわゆる「子ども観」を明らかにする研究が盛んに行なわれている。しかし、メディア上に表れた子ども像や子ども観の歴史的な変遷を明らかにした研究は多々あるが、子どもをめぐる法や組織といった狭義の制度を分析した研究は少ない。そこで、本研究では、比較的近年に施行され、きわめて強い強制力を持った児童買春・児童ポルノ処罰法を事例として、その立法過程に表れた子ども観を明らかにした。その結果、「人権主体としての子ども」や「保護の対象としての子ども」といったきわめて常識的な子ども観によって同法は裏付けられつつも、「性的主体としての子ども」や「加害者としての子ども」といった新たなベクトルから子どもを位置づける視点も見られ、これらが葛藤や矛盾をはらみながら、一個の法として形成されていく過程が明らかとなった。

キーワード：子ども観、児童買春、児童ポルノ、法社会学、立法過程

---

\* 児童福祉学専攻

## 目次

- I 問題と目的
- II 分析の視点と方法
- III 児童買春・児童ポルノ処罰法立法過程に見る子ども観
  - 1 児童買春・児童ポルノ処罰法とは
  - 2 児童買春・児童ポルノ処罰法成立前史
  - 3 児童買春・児童ポルノ処罰法の成立過程
  - 4 児童買春・児童ポルノ処罰法成立事後
- IV おわりに

## I 問題と目的

いわゆる「アリエス・ショック」以降、自明と考えられてきた「子ども」という存在を問い直す試みが盛んに行われている。すなわち、子ども期とは決して生物学的に決定されたものではなく、われわれの文化や社会の中で創造され、変動する期間であること、それゆえ子どもの「本質」も決して生来的に決定されるものではなく、文化や社会の中で創造され、変動される性質のものであること。歴史学や人類学、社会学研究の多くが、自明視された「子ども」を批判的に分析し、それを相対化してきた。

このような研究の潮流の中で、必然的に子ども観が注目を集めることとなった。子ども観とは、当該社会の大人たちが有している、子どもに対する信念や価値、認識、情緒、評価、行動などの総体であるが、この子ども観こそが「子ども」という存在を認識する際の一定の枠組みを形成し、子どもに対する行動にも反映されるからである。そしてまた、一定の子ども観に基づいて子どもに対してなされた行動は、子ども自身の発達や社会化にも影響を及ぼす。つまり、われわれが現在自明と考え行動している子どもに対する教育や育児、福祉、司法政策などを問い返す上でも、その大元となる子ども観を明らかにすることは極めて重要な作業となる。

このような視点のもと、これまでも子ども観に関する研究は一定の蓄積を見ている。徳岡（1984）の研究では、アメリカにおける少年司法政策の動向をもとに、それを形づくる子ども観や人間観が明らかにされている。林（1995）の研究では、明治期に制定された未成年者の喫煙禁止を巡る動向をもとに、日本が近代化を歩む中で、青少年観がどのように変化したのかが明らかにされている。中田（1999）の研究では、戦後のベストセラー小説の分析を通して、大衆的な子ども観の一端が明らかにされている。住田（2004）は、実証的な調査手法をもとに、大人が有する子ども観を信念・価値、認識、情緒、評価、行動という5つの側面から明らかにしている。元森（2004）の研究では、戦後の「生徒会誌」

を題材に、子ども自身が大人との関係性や子どもをどう位置付けてきたのか、子どもの子ども観が明らかにされている。このように、教育社会学関連の業績だけを見渡してみても、子ども観に関する研究はこれまでに一定の蓄積を見ている。

さて、子ども観に関する研究方法には、大きく分けて2つの手法がある。第一に、住田（2004）が行ったような、統計的調査をもとに、ある特定の時空間での子ども観を幅広く捉えようとする手法である。第二に、質的な研究法を応用して、子どもを巡る言説や表象から、その時代・場所での子ども観を明らかにしようとする方法である。後者はさらに、坂本（1997）が家族イメージを捉える際に述べたように、次の3つの方法が存在する。第1に、特定のイメージを前提としてつくられている法や道徳、組織など狭義の制度を分析する方法。第2に、習慣や服装などイメージに基づく行為を分析する方法。第3に、言説や芸術、メディアなどの中で展開される集合表象を分析する方法の3種である。上述の先行研究で当てはめれば、徳岡（1984）の研究は第1の例に、林（1995）の研究は第2の例に、中田（1999）や元森（2004）の研究は第3の例に該当する。もちろん、それぞれの研究には重複する部分もあり、厳密に分類することは不可能であるが、おおよそこのように言って間違いないだろう。

但し、その中でも、子どもに関する狭義の制度、特に子どもを巡る法に関する部分は、教育学や社会学においては手薄な領域である。徳岡（1984）のアメリカ少年司法政策を巡る研究は嚆矢的なものであるが、そのほかには矢島（1996）の、弁護士など少年非行政策に携わる者の非行少年観を明らかにした研究などしか見当たらない。これは、とりもなおさず、人文諸科学において法や制度に対する関心が低かったためと考えられる。唯一例外的に、犯罪社会学や逸脱論などが少年法や少年司法政策に焦点を当ててきたとも言えるだろう。しかし、子どもを巡る法や制度は何も少年司法に留まるものではない。学校教育はもとより、児童福祉や児童労働、子どもの権利条約など多岐にわたっている。しかも、法における子ども観は当該社会におけるそれを集約的に表現すると同時に、制度的な強制力を持って当該社会にフィードバックされる。この点で、法や制度の分析も、子ども観研究において極めて重要な領域なのである。

このような観点から、本論では、平成11年11月1日に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（通称「児童買春・児童ポルノ処罰法」）の立法過程を題材に、この法律が制定されるに至った国会審議の分析を通して、そこに見られる子ども観を明らかにする。すなわち、なぜ児童買春や児童ポルノが禁止されなければならないのか、この法律を暗黙のうちに枠付ける子ども観を取り出すことが本論の課題である。これによって、児童買春・児童ポルノ処罰法という1個の法ではあるが、狭義の制度が構築されていく中で展開される子ども観について明らかにすることができる。

## II 分析の視点と方法

では、なぜ、「児童買春・児童ポルノ処罰法」を分析の対象として取り上げ、またその立法過程を検討するのだろうか。

第一に、当該法律は、児童を巡る法律の中でも、比較的近年に施行され、その制定過程をつぶさに検討できると同時に、全会一致で可決・成立しており、現代的な子ども観を直截的に表現していると考えられるからである。もちろん、少年法や児童福祉法などは近年大きな改正を経ているが、これらの法律は戦後幾度の論争と改正を経ており、また近年の改正に当たっても賛否が渦巻いた。したがって、社会問題の構築主義等の観点からは有効な題材足りえるかもしれないし、歴史的にその改正過程を追うことは極めて重要な作業であるが、現代的な子ども観を直截的に表現するとは考えにくい。

第二に、児童買春・児童ポルノ処罰法は、児童を巡る法律の中でも極めて強い強制力を持つものであるという点が挙げられる。当該法律以外にも、刑法や児童福祉法などがこれまでも13歳未満の児童との性交や猥褻図画の頒布、児童労働などを刑事罰の対象としてきた。しかし、児童買春・児童ポルノ処罰法は、刑法の特別法という形で、それを犯した者を処罰することをひとつの目的につくられた法律である。しかも、当該法律に言う「児童ポルノ」は刑法の猥褻概念よりも広く、刑法の強姦罪や強制猥褻罪とは異なり非親告罪であるなど、極めて強い強制力を有している。このような法が総員の賛成を得て施行されるということは、そこに鮮明な子ども観が表現されていると同時に、強い力を持ってその子ども観が社会にフィードバックされるとも考えられる。

さて、本論では、児童買春・児童ポルノ処罰法に見られる子ども観の法社会学的分析ということで、その立法過程に焦点を当てるが、法社会学には多様なアプローチが存在する。法の運用過程や執行過程、紛争処理過程に関する研究、法や道德などに対する社会意識論的研究、さらには近代国家と法の関わりに関するマクロ的研究などである。その中でも、立法過程に関する研究は、それほど多くの蓄積を見ていない部分である<sup>(1)</sup>。しかし、市民の代表という形で入った議員がいかなる意識や価値観を有し、特定の法を立法しようとしているのか。これを明らかにすることは、言うまでもなく重要な作業である。しかも、そのようにして制定された法は、処罰や努力義務といった形で、社会の側にフィードバックされる。このような観点から、本論では特に、その立法過程に焦点を当てる<sup>(2)</sup>。

分析の方法は、国会が提供する「国会会議録検索システム」を用い<sup>(3)</sup>、「児童買春」もしくは「児童ポルノ」という語を検索にかけ、そのような言葉がひとつでも出てきた議事録を対象として、議員たちの発言に表れた子ども観を分析するという方法を採用した。検索にかけた時期は、日本の児童買春、児童ポルノが様々な国際会議等で問題視され、それを処罰しようとする法が議員間の勉強会等で課題とされはじめた平成9年はじめごろか

ら、同法が一応の成立を見、実際の運用が始まって一定の時間も経過した平成12年終わりごろまでとする。これによって、いかなる点が問題視される中で、児童買春・児童ポルノ処罰法が議論の俎上に上り、またそれが成立・施行された後、同法がどのような形で議論の俎上に上ったのかも含めて、その法の立法過程を総合的に捕捉することができる。

なお、本論では、衆議院／参議院の別なく、国会という場をひとつの言説空間と見做し、そこで展開される、児童買春・児童ポルノ処罰法という法を巡って明示的あるいは暗示的に披瀝される子ども観を明らかにすることを目的としている。したがって、個々の議員や参考人等の言説の確かさや適否を問題にしようとするものではない。また、国会内における議員の発言は、国民の目を意識したパフォーマンス的なものであるとか、建前的なものであるとしばしば批判されるが、たとえその発言がパフォーマンスや建前から発せられたとしても、国会という場におけるひとつの現実を示すものであり、同時に、そのようにして表明された価値は、社会的な価値として流通もする。この点で、議員の発言を社会的表象のひとつの形態として分析することには、大きな意義があると考えられる。

### Ⅲ 児童買春・児童ポルノ処罰法立法過程に見る子ども観

#### 1 児童買春・児童ポルノ処罰法とは

具体的な立法過程の分析に入る前に、児童買春・児童ポルノ処罰法の主旨や目的、刑罰の規定などについてははじめに簡単にまとめておく。

児童買春・児童ポルノ処罰法の正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」といい、平成11年11月1日より施行された。その目的は、第一条に、「児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノにかかる行為等を処罰するとともに、これらの行為により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資すること」とある。そして、18歳未満の児童に対する買春やその周旋、児童ポルノの頒布等を禁止している。したがって、その法益保護の対象は、刑法の強姦罪等が個人の性的自由の保護であり、猥褻凶画頒布罪等が性的秩序の維持であるのに対して、児童の人権を擁護することにある。さらに、同法では、刑法の特別法でありながら、国や地方公共団体による啓発や児童の保護等を義務に掲げるなど、福祉法的な色彩を強く有しているのが特徴である。

以上のような点を踏まえた上で、では、この法律は、どのような子ども観に裏打ちされて、立法化されていったのだろうか。



## 2 児童買春・児童ポルノ処罰法成立前史

まず、児童買春・児童ポルノ処罰法は、どのような問題意識の中から、その必要性が訴えられていったのだろうか。同法成立の前史から確認する。

児童買春・児童ポルノが国会で最初に問題化されたとき、その問題の重要性を強調するレトリックとなったのが、「国際的な非難」である。すなわち、国際的な観点から見て児童買春や児童ポルノは問題があるから、それを規制すべきだとの論がたてられた。平成9年4月10日の参議院厚生委員会では、清水澄子（敬称略、以下同様）が、東南アジアにおける日本人の児童買春や児童ポルノの実態について指摘するとともに、スウェーデンで開催された「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」に出席した折の日本人としての「恥ずかしさ」について語っている。また、平成10年4月9日の参議院地方行政・警察委員会では、参考人の堀部政男が「国の安全保障」の一例として、麻薬の問題やテロ活動と同列に、児童ポルノの問題を取り上げている。さらに、同年4月28日の衆議院地方行政委員会では、宮路委員が児童ポルノの問題を次のように述べて取り上げている。

特に日本では、児童ポルノあるいは児童買春が日本人は世界から非常に非難されている（平成10年4月28日 衆議院地方行政委員会 宮路委員の発言）

このように、児童買春や児童ポルノが最初に問題化されたとき、そのレトリックとして用いられたのは、国際的な観点から見たときの問題性や日本人としての「恥ずかしさ」などであった。

では、このようなレトリックを支えていた子ども観とはどのようなものなのだろうか。先述の平成9年4月10日に開催された参議院厚生委員会で清水澄子は次のように述べている。

いわゆる子どもは未来だ（平成9年4月10日 参議院厚生委員会 清水澄子の発言）

また、先述の平成10年4月9日に開催された参議院地方行政・警察委員会でも、参考人の堀部政男は次のように述べている。

（日本に児童ポルノを取り締まる法律がないことを国際会議等で質問されると）幼児をきちんと保護しないのかというようなことで、なんとなく日本というのは子どもを大事にしないというような見方をされるということもあります（平成10年4月10日 参議院地方行政・警察委員会 参考人堀部政男の発言）

このように、子どもとは未来を担う存在であり、そのためにきちんと保護すべき対象であるとの認識のもと、児童買春や児童ポルノが問題化されていくのである。この点は、その後舞台を移して、衆議院の通信委員会でも議論されている。同会で委員の西田猛は、いわゆる「有害メディア」の規制問題に関して国務大臣の野田聖子に次のような質問をしている。

これからの日本を、あるいは世界の平和と安全をしょってたっていただかなければならない青少年、少女たちの教育というものの問題点の整理についてお考えを聞かせていただきたいと思うのです（平成11年2月10日開催 衆議院通信委員会 西田猛の発言）

つまり、日本の未来や世界の平和を守るための存在として子どもが措置され、そのような子どもを育てるために教育やメディア規制が位置づけられているわけである。ここには、児童買春や児童ポルノを規制しようとする者たちの子ども観や教育観が集約的に表現されている。

しかし、このような子ども観に疑義を呈する者も同時に現れてくる。それが、平成11年4月27日に開催された衆議院「青少年問題に関する特別委員会」での参考人宮台真司である。彼は、青少年の売買春が規制されなければならない理由を述べるなかで、次のような子ども観を示している。

彼らが、つまり青少年が見習い期間である。簡単に言えば、自分たちの責任でなされた試行錯誤によって自分自身の尊厳や自尊心を獲得していくべき期間だというふうにみなされているからであります。（中略）そのような自由な試行錯誤が阻害される可能性、言い換えれば、青少年期、試行錯誤期、見習い期にある彼らに自由な試行錯誤をしてもらうために、つまり自由のために、青少年の売買春は禁止されるべきだという理念になっている（平成11年4月27日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 参考人宮台真司の発言）

ここでは、それまでの「子どもは未来だ」や「次代を担っていく」といった一種感情論的な子ども論からはなれて、児童の売買春が禁止されなければならない理由を、青少年期は「見習い期間」であり、「自由」を「試行錯誤」するためにそれが規制されなければならないとする理念を提示している。

しかし、このような若干異なった視点からの問題提起が存在するものの、「未来を担う存在としての子ども」や「保護すべき対象としての子ども」といった子ども観を基調とし

て、児童買春・児童ポルノ処罰法はその成立に向けて歩を進めていく。それは、このような子ども観が現代社会にあってポリティカル・コレクト的な要素を多分に持っているためと考えられるが、成立が期される中で同法を裏付ける理論や子ども観も政治学的に完成されたものへと整形されていく。次に、その成立に向けて、児童買春・児童ポルノ処罰法が会議に付された過程を見ていこう。

### 3 児童買春・児童ポルノ処罰法の成立過程

児童買春・児童ポルノ処罰法がはじめて国会で大々的に審議されたのは、平成11年4月27日に開催された参議院法務委員会でのことである。同法は議員立法という形で提出されており、議員自らがその趣旨説明を行っている。それに際して、同法の目的も明確化される。提案者の一人である円より子は次のように述べている。

児童の権利条約の精神を踏まえまして、よりいっそう児童の保護を図る…（中略）…児童買春の相手方となった児童の心身に有害な影響を与えるものであって、断じてしてはならないことではないでしょうか…（中略）…児童を性欲の対象としてとらえる風潮を助長することになりますし、身体的及び精神的に未熟である児童一般の心身の成長にも重大な影響を与えるものです（平成11年4月27日 参議院法務委員会 円より子の発言）

つまり、人権主体であると同時に心身ともに未熟な児童を保護するために、児童買春や児童ポルノが禁止されなければならないというのである。さらに、児童を性欲の対象として捉えるような風潮を助長することを防ぐために、児童買春や児童ポルノを禁止した法律をつくらなければならないという説明である。この説明は今後、衆議院／参議院を問わず、数多く語られるものであり、これが同法の目的とって間違いないだろう。

さて、ここで注目すべきは、この説明が児童買春・児童ポルノ処罰法の成立によって子ども観の変革を目指したものであるという点である。すなわち、児童を性欲の対象としてみるような子ども観が蔓延することを防止し、人権主体や保護の対象として見るような子ども観を確立し、それに基づいた行為がとられるために、児童買春・児童ポルノ処罰法は必要だというわけである。つまり、児童買春・児童ポルノ処罰法は、子どもを人権の主体と捉え、性欲の対象と見るような子ども観の撲滅を目指した、子ども観を巡る一種のヘゲモニー争いの産物ともいえるのである<sup>(4)</sup>。

そして、人権主体としての子どもや保護対象としての子どもといった子ども観は、極めて常識的なものであり、ポリティカル・コレクト的な色彩を強く持つものであるゆえに、総員の賛成を得て同委員会で可決される。但し、この質疑応答の中で若干の疑義も表明さ



れたことは注目に値する。たとえば、同じ参議院の法務委員会で、福島瑞穂は次のように述べている。

この児童買春、児童ポルノ法案が成立した以降も当該子どもが被害者ではなくむしろ不良少女という形で扱われるという恐れもあると思います（平成11年4月27日 参議院法務委員会 福島瑞穂の発言）

この発言の趣旨は、児童買春・児童ポルノ処罰法の運用に際して、司法当局の慎重な運用や既存の各自治体の条例との整合性を質したものであるが、児童買春・児童ポルノ処罰法が、「人権主体としての子ども」や「保護対象としての子ども」、「被害者としての子ども」といった子ども観に裏付けられながら、司法当局の運用如何によっては、売春の主体やポルノの被写体といった「加害者としての子ども」という側面を浮かび上がらせ、子どもを「加害者」や「不良」「非行」としてラベリングする可能性を潜めたものであることを浮き彫りにした。

このような疑義は提示されたものの、児童買春・児童ポルノ処罰法は、同委員会において総員で可決され、翌平成11年4月28日参議院本会議で可決・成立した。そして、平成11年5月11日から衆議院へ審議の舞台を移した。次に、衆議院での立法過程の分析に移ろう。

衆議院では、平成11年5月11日に法務委員会で趣旨説明が行われたうえ、翌日から本格的な審議に入った。もちろん、説明された児童買春・児童ポルノ処罰法の趣旨に変更はないが、衆議院では、参議院で先議されていたということもあり、より深い議論が展開されるようになる。まず、委員の枝野幸男が、先に参議院で説明された同法の趣旨に対して疑義を提示している。

「児童を性欲の対象として捉える風潮を助長することになる」ということを御答弁になっておられます。こういった風潮がいい悪いということはもちろん別にいたしまして、今回の法律は刑罰法規でありますので、内心の心理といいますか、それは対象にはなっていないというふうに理解していいと思います（平成11年5月12日 衆議院法務委員会 枝野幸男の発言）

これは、趣旨説明等で何回も繰り返された、児童を性欲の対象と捉えるような風潮の蔓延を防止するという児童買春・児童ポルノ処罰法の目的の説明に、疑義を提示したものである。すなわち、どのような子ども観を持つかがそれは内心の自由であり、刑罰の対象とはしないことを確認する発言である。この発言は、児童買春・児童ポルノ処罰法が子ども

を性欲の対象と捉えるような子ども観を抑圧することを目指したものであることを踏まえ、たうえで、それ自体の適否を問題化することの危険性を指摘した点で、注目に値するものである。

また枝野は、この法律を裏付ける子ども観を相対化する視点を提供する。それは、ここでいう児童とは誰なのか、という問題である。確かに、完成された条文には、児童とは「18歳未満の男女」と記載されている。しかし、われわれが児童買春や児童ポルノ対象として子どもを見るとき、そこには暗黙のうちに少女が措置されている。すなわち、性欲の対象となる子どもは女の子であり、その性を買うのは大人の男性である、という子ども観が暗黙裡に流通しているのである。そのことは、他の議員の発言に顕著に表れている。たとえば、翌々日の同じ法務委員会で池坊保子は、司法当局の捜査のあり方を質問する中で、次のように述べている。

現在の青少年保護育成条例の取締りでは、買った大人だけでなく、児童も非行少女として扱われることがございます（平成11年5月14日 衆議院法務委員会 池坊保子の発言）

ここでは、「買われる」のは少女であるという前提の下で話しが進められている。このような、性欲の対象を少女に限定するような子ども観に枝野は疑義を呈する。

最近はやってるジャニーズ Jr. みたいな15、6歳の男の子のアイドルがパンツ一枚、胸を、乳首を出して舞台の上で踊ったりしていることに対して、多分あれは、あのファンの女の子たちは、ある意味では性的な一定の刺激を受けているのではないかな（平成11年5月14日 衆議院法務委員会 枝野幸男の発言）

ここでは、児童ポルノの被写体を少女に限定する視点、そして児童を性欲の対象と見做す主体を男性に限定する視点が相対化され、被写体が少年、主体が女性に転換されている。さらにいえば、「ファンの女の子」と述べているように、少女をも性欲の主体になりうると捉えている。このような視点は従来あまり聞かれることのなかったものであり、少女を性欲の客体、大人の男性を性欲の主体と見なすような、一元的なセクシュアリティ関係が通用しなくなった、現代の錯綜する子ども／大人、男性／女性とセクシュアリティの関係を浮き彫りにするものである。

さらに、翌々日に入ると、今度は18歳という年齢に対する疑義も提示されるようになる。福岡宗也は次のように質問している。

本案の18歳というのは高きに失しているのではないかという感じがするわけでありませう。そして、それと同時に、反面的に、十分に成熟をし判断能力のある児童についての性的意思決定権というものも制約する結果にもなっているわけでありませう（平成11年5月14日 衆議院法務委員会 福岡宗也の発言）

この批判は、児童買春・児童ポルノ処罰法を裏付ける子ども観の相対性を鋭く浮かび上がらせるものである。まず、何歳までをもって「子ども」とするのか、これは児童買春・児童ポルノ処罰法に限ったことではないが、本人の判断能力の有無に関わらず、大人と子どもの境界を恣意的に設けることの曖昧さをこの質問では指摘している。さらに、児童買春・児童ポルノ処罰法を裏付ける、「性的被害者としての子ども」という子ども観をも相対化し、「性的意思決定権」の主体として新たに「子ども」を位置づけなおしている。

このような疑問は、同じ委員会で質問に立った日野市朗にも引き継がれる。日野は、援助交際をてがかりに、児童を一方的な性的被害者と見做し、重い刑罰を課すことに違和感を表明している。ここでも、児童買春・児童ポルノ処罰法を基礎付ける、「性的被害者としての子ども」という子ども観が相対化され、「性的主体」としての子ども観が表明されている<sup>(5)</sup>。

このように、「人権主体としての子ども」「保護の対象としての子ども」「性的被害者としての子ども」といった、現代社会にあって極めて常識的な子ども観に裏づけられた、児童買春・児童ポルノ処罰法であるが、その審議の過程を詳細に追ってみると、これらの子ども観を相対化するような視点も同時に見出すことができた。それは、子どもとは、性的被害者であると同時に性的加害者にも、性欲の対象とならない人権の主体であると同時に自らの性を決定する人権の主体にも、少女だけでなく少年も性欲の対象となり、男性だけでなく女性も性欲の主体となるのではないのか、といった根本的な疑問を持った発言である。つまり、一見強力な子ども観に裏付けられているかに見える同法であっても、その立法過程では、それと相反するような子ども観が葛藤や矛盾を孕みながら、拮抗しあっているのである。

#### 4 児童買春・児童ポルノ処罰法成立事後

以上のような児童買春・児童ポルノ処罰法であるが、先の平成11年5月14日の衆議院法務委員会で総員の賛成を受け、同年5月18日の衆議院本会議でも可決された。そして、平成11年11月1日より施行されることとなった。では、この法律は、その後の国会の中で、どのような形で審議に登場してくるのだろうか。

たとえば、平成12年3月8日に開かれた参議院「共生社会に関する調査会」では、大森礼子が女性議員の活動例として、女性議員が中心となって立法化した児童買春・児童ポ

ルノ処罰法を引き合いに出し、女性議員の発展を訴えている。また、同年5月9日の衆議院法務委員会では、林紀子が児童ポルノに関する捜査を例に、刑事捜査における証拠の取り扱い方を巡って政府に質問をぶつけている。さらに、同年9月6日の参議院決算委員会では、児童買春・児童ポルノ処罰法における児童保護・育成の条項をてがかりに、大森礼子がカウンセラー配置の充実を訴えている。これらの例からわかることは、児童買春・児童ポルノ処罰法成立後においては、その立法過程において子どものセクシュアリティや人権を巡って闘わされた議論とは対照的に、その法律以外の政策を訴えていくためのレトリックとして使用されているということである。ここでは、児童とは誰か、買春とは何か、ポルノとは何か、そして児童の性を買うこととはどういうことなのか、といった子ども観を巡る激しいやりとりは影を潜めている。

#### IV おわりに

さて、このような立法過程をたどった児童買春・児童ポルノ処罰法であるが、それがいざ運用されるとなると、やはり新たな問題も生じてくる。その象徴的な事件は、平成12年夏に宮城県で起きた児童相談所職員による中学2年生の少女への猥褻事件である。この事件では、福祉法としての児童買春・児童ポルノ処罰法を一方で司る児童相談所の職員が少女に猥褻事件をおこしたということで、平成12年8月9日の参議院国民福祉委員会でも取り上げられた。そして、その運用のありかたに対する批判が高まった。その結果、また見直し時期と重なったこともあり、平成16年の通常国会で児童買春・児童ポルノ処罰法は初の改正を迎えた。今後の課題としては、この改正過程を詳細の跡付け、そこに潜む子ども観を明らかにしていくことである。さらに、児童買春・児童ポルノ処罰法以外にも、近年子どもを巡る法体系は激変期にある<sup>(6)</sup>。このような中で、法という強力な強制力を持った制度がいかなる子ども観のもと構築されていくのか、今後も様々な事例を通してさらに分析していく必要がある。

#### 注

- (1) たとえば、法社会学のリーディングス等を概観しても、立法過程に費やされる量は少ない(宮澤1994, 大橋他編著2001参照)。やはり、判例や紛争等、法の執行過程を分析した研究が多数を占める。これは、裁判所が示す司法判断によって、条文の解釈が決定されていくことが多いためと考えられる。
- (2) 立法過程と一口に言っても、審議会での審議や議員間・官僚間での勉強会など、フォーマル/インフォーマルを問わず、国会での審議以外にも様々な場が考えられる。特に、官僚間での勉強会や各種審議会での審議は、政府提出法案の場合、その立法過程においてきわめて重要な位置を占めている。しかし、今回の児童買春・児童ポルノ処罰法は、議員立法ということもあり、議員たちが公式な見解として発表する国会での議事録を分

析対象とした。

- (3) 「国会会議録検索システム」のホームページは、以下の通りである。 <http://kokkai.ndl.go.jp/>
- (4) もちろん、子どもを性欲の対象と捉えるような子ども観がある種の団体や個人から公式的に表明され、児童買春・児童ポルノ処罰法に反対する運動が展開されたわけではない。しかし、現に子どもの性を買う大人が存在するということが、子どもを性欲の対象と見るような子ども観が存在しているということでもある。児童買春・児童ポルノ処罰法は、このような子ども観を抑圧しようとした点で、子ども観を巡る一種のヘゲモニー闘争なのである。
- (5) 実際、「性的主体としての子ども」「加害者としての子ども」といった子ども観は、その後の法体系の中でも徐々に姿を現してくるようになる。そのきっかけとなったのが、いわゆる「出会い系サイト」である。「出会い系サイト」では、少女たち自らが援助交際（売春）を呼びかけるという事態が続出している。これは児童買春・児童ポルノ処罰法では想定されていなかった事態であり、警察当局も売春を呼びかけた少女に対する取り締まりも強化するよう、方針を転換した。
- (6) その代表的な例が少年法である。刑事罰が課せられる年齢が16歳から14歳に引き下げられたのに対し、現在では14歳未満でも少年院への送致が可能なよう、その改正が検討されている。この立法過程を追うことは、子ども観研究にとってもきわめて重要な作業となるだろう。

## 参考文献

- 林雅代「近代日本の『青少年観』に関する一考察」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第56集 1995年 65-80頁
- 宮澤節生『法過程のリアリティ—法社会学フィールドノート—』信山社 1994年
- 元森絵理子「戦後日本における『子ども』の揺らぎと変容」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第74集 2004年 209-228頁
- 中田周作「戦後日本における子ども観の研究—ベストセラー小説の分析を通して—」日本子ども社会学会編『子ども社会研究』5号 1999年 56-68頁
- 大橋憲広他著『レクチャー法社会学』法律文化社 2001年
- 坂本桂鶴恵『〈家族〉イメージの誕生』新曜社 1997年
- 住田正樹研究代表『現代日本の「子ども観」に関する実証的研究』科学研究費補助金研究報告書 2004年2月
- 徳岡秀雄「米国における少年司法政策の動向と子供観・人間観の変化」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第39集 1984年 18-31頁
- 矢島正見『少年非行文化論』学文社 1995年 325-340頁